

# 伊根町公共残土処分場の利用について

## 【目的】

公共事業等で発生する建設残土の埋立処分を行うため設置したものであり、公共工事で発生する残土を対象としています。

詳細な取り扱いについては、伊根町公共残土処分場の設置及び管理に関する条例（平成23年伊根町条例第12号。以下「条例」という。）及び条例施行規則（平成23年伊根町規則第15号）に規定しています。

## 【受入できる土砂】

処分場へ搬入することができる土砂は、次の条件を具備したものになります。

1. 一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物その他これらに類する廃棄物が混入していないこと。
1. 含水比の高い土砂（車輛から泥土が漏れ出す程度）でないこと。また、4種建設発生土に類する土砂は、日当たり受入量の調整及び一時的に受け入れを拒否する場合があります。

## 【開場日】

処分場は常時開場していません。公共事業で建設残土の発生が見込まれた際に、事業者又は事業の受注者の予約に基づき開場することになります。

基本的に、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休日としていますので、管理人と調整を行ってください。

## 【使用申請から精算までの手続き】

最終ページのフロー図をご確認ください。

## 【管理人】

施設の管理は、有限会社三富建設へ委託しています。

搬入の日程予約、処分場内での荷卸し箇所、搬入量の調整は、事前に管理人と調整してください。連絡先は許可時にお伝えします。

## 【施設使用料】

処分場施設を利用する際には、使用料が発生します。金額は、条例に記載する車両種別に応じ設定されています。

金額の請求は、月締めで事業別で算出し、翌月に請求します。

[料金表] (下記金額は、消費税等を含まない。) 単位：円

| 車種(最大積載量)        | 敷均し 要  | 敷均し 不要 |
|------------------|--------|--------|
| 1 t 積車           | 1,200  | 1,400  |
| 1 t を超え 2 t 以下   | 2,400  | 2,800  |
| 2 t を超え 3 t 以下   | 3,700  | 4,200  |
| 3 t を超え 4 t 以下   | 4,900  | 5,600  |
| 4 t を超え 5 t 以下   | 6,100  | 6,900  |
| 5 t を超え 6 t 以下   | 7,300  | 8,300  |
| 6 t を超え 7 t 以下   | 8,600  | 9,700  |
| 7 t を超え 8 t 以下   | 9,800  | 11,100 |
| 8 t を超え 9 t 以下   | 11,000 | 12,500 |
| 9 t を超え 10 t 以下  | 12,200 | 13,900 |
| 10 t を超え 11 t 以下 | 13,400 | 15,300 |
| 11 t を超え 12 t 以下 | 14,700 | 16,700 |

※敷均しは、基本的には施設管理者により行いますので、敷均し不要の料金でのご利用になります。

管理上、車輛別で金額表示していますが、金額設定根拠は1立米あたり2,500円（事業者が敷均しを行う場合は2,300円）です。

## 【使用申請の方法】

処分場を使用する事業受注者は、事前に伊根町へ「伊根町公共残土処分場使用許可申請書」(条例様式第1号)を提出して頂きます。使用申請は、使用する日より1週間前には提出してください。

申請に基づいて、伊根町から使用許可書を発行します。許可書に添付された許可条件を確認し、適切に処分場を利用してください。

### 申請書の記入についてのお願い

- 申請書の発注者・工事名欄は、契約書記載内容と一致させてください。
- 使用期間欄については、実際に処分場を利用する期間となりますが、使用期間の末日については契約書に記載の末日としても差し支えありません。
- 搬入土量欄は、設計土量以下の数量を記載してください。
- 搬入土質欄については、第1種から第4種建設発生土で記載し、種類が複数生じる場合は、すべて記載して下さい。廃掃法に規定されない泥土については、発注者と協議を行い搬入の可否を決定します。

添付種類は以下の通りです。

- ①請負契約書の写し（工事名記載の表紙部と、発注者及び受注者が確認できる記名押印部）
- ②搬入土量が予測できる箇所の設計書写し
- ③搬入車両一覧表及び搬入車両の車検証の写し
- ④搬入日程表（工程表など搬入予定の時期が分かるもの）
- ⑤土壌調査証明の写し、又は発注者が作成した汚染要因に関する調査票結果報告書（様式第1号の2）

⑥委任状(様式第10号) 搬入証の作成を申請者が代理人に委任される時のみ添付要(事業主が現場代人に委任する場合など)

### 【申請内容の変更】

設計変更による土量の増減が発生した場合や工期の変更が生じた場合など、申請内容に変更が生じた際は、「伊根町公共残土処分場使用許可(変更・取消)申請書」(条例様式第3号)を、許可申請時の添付資料のうち変更部分を添付して提出してください。

### 【残土搬入の方法】

搬入する際には、「伊根町公共残土処分場搬入証」(条例様式第9号)を、車両通行の都度、処分場入口詰所にいる管理人に提出してください。

搬入証は、車両1台につき1日1枚作成してください。(搬入証は搬入者に返却されません)

搬入証の押印漏れ、内容誤りがある場合は、受入れできませんのでご注意ください。

詰所にいる管理人が、搬入の都度搬入証へ搬入確認の押印を行います。また、搬入経路は、野村集落側より町道本庄上野村線へ進入し、本庄上方面へ退出してください。また、町道走行中は、地域の一般車両を優先とし、低速走行を行うよう徹底してください。

### 【その他】

条例10条に規定する使用料の免除に係る特別な事情については、大規模な災害による埋没土砂等の受入等であり、特に事業者から提出する事案は想定されていません。

処分場内での荷卸し箇所は、施設の管理人の指示に従ってください。

搬入量が継続的に多くある場合で、敷均し場所に余裕がある場合は、敷均しを事業者に表示する場合があります。敷均しを事業者が行う場合の単価となります。

## 【申請から精算までの概略事務フロー図】

### 許可申請

伊根町役場へ許可申請書類をご持参ください。

(許可に1週間ほどかかります。)



### 許可証発行

発行の際伊根町より連絡をします。役場まで受け取りに来て下さい。



### 搬入予約

搬入日を管理人に連絡し予約を取ってください。(遅くとも前日には連絡をいれてください。)



### 搬入日当日

搬入証(様式第9号)は、搬入する車両1台につき1日1枚作成する必要があります。

搬入する車両は、初回搬入の際に管理人に搬入証を提出してください。搬入回数は、管理人が確認します。提出された搬入証はお返ししません。



### 精算

1か月単位で集計し、精算します。月初めに前月分を精算し伊根町役場から各事業者へ納入通知書、車両別搬出入集計表、受入通知書、納付書を送付しますので、期限までにお支払いください。

受入通知書は発注者へお渡しください。